

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止に対する基本理念等について

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

【平成18年度 文部科学省「指導生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

#### (2) いじめ防止に対する本校の基本姿勢

上記のいじめの定義を踏まえ、本校では従来から全教職員が「いじめは、どの学校・どのクラスでも起こりうるものであり、いじめ問題に全く関わらない生徒はいない。」という基本姿勢をとっている。そして、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校全生徒が「いじめのない明るく充実した学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

さらに本校では、教職員、保護者、生徒等から幅広く意見を聴取した結果、いじめ防止のための基本姿勢として、次の4項目を柱にあげる。

- (i) いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。また、いじめ問題が起こった場合、保護者、生徒等に正確かつ丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
- (ii) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開することを心がけ、生徒一人ひとりの自己肯定感、自尊感情を育む。
- (iii) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査、個別面談・保護者面談・教育相談、日常の生徒観察等、様々な手段を講じる。
- (iv) 当該生徒の身の安全及び心の安定を最優先するとともに、いじめの早期解決のために、校内だけでなく、各種関係団体や専門家と連携を図り、解決にあたる。

### 2 学校いじめ対策組織について

#### (1) いじめ防止委員会の設置（既存の教育相談委員会が担当）

教育相談委員会がいじめ防止委員会を兼ねる。当該委員会はいじめ防止に関する日常的な業務についての協議及びいじめ防止基本方針の見直しを行う。

当該委員会の定例会は、原則として年間5回実施する。（定例会の招集の呼びかけは委員長が行う。）また、当該委員会の中に事務局を設置し、事務局の構成員は教育相談委員長、養護教諭、生徒指導主事とする。

#### (2) いじめの疑いに係る情報があった時のいじめ対策緊急会議

校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任・担任、教育相談委員長、養護教諭、その他必要に応じて、関係学年の職員、スクールカウンセラー、教務主任、部活動顧問等を構成員とする。

### 3 いじめの未然防止について

(1) いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。

- (i) 10月(2学期中間考査時)に教育活動全般に対する満足度(教職員の不適切な発言、体罰の実態等を含む。)を把握する目的で保護者・生徒・教職員を対象とした学校評価アンケートを実施する。この学校評価アンケート結果は、1月に実施される「開かれた学校づくり委員会」で公表し、その後、本校公式ホームページに掲載し、生徒のみならず、保護者、地域住民に対しても、いじめ未然防止の重要性を啓発していく。
- (ii) 学期に一度、生徒対象を対象として高校生活調査を実施する。自らが他者との関係を含め高校生活を振り返る機会とする。調査結果を担任・学年主任が精査し、問題となる事柄について、早期に把握し解決に向けての一助とする。
- (iii) 人権教育、他人の気持ちを大切にすマナー講座、ネットマナー、豊かな人間関係づくりに係る内容を総合的な学習の時間、道徳の時間、LHR、情報の授業、生徒会の活動等を活用して、計画的、組織的に実施し、生徒一人一人の自己管理能力を向上させる。
- (iv) 定期的に部活動顧問会議を実施し、過度の競争意識、勝利至上主義等の弊害について、顧問間においても共通理解を図る。

(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。

- ①「授業規律の確立こそが豊かな学びを支える基盤になる」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
  - ・定期的に授業取組改善週間を設定し、相互授業参観を推進し、全教職員の共通理解のもと授業規律の確立を図る。
  - ・授業プリント等を工夫し、生徒が主体的に取り組める学習活動を推進し、自尊感情を高める。

### 4 いじめの早期発見について

- (i) 全ての職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さないよう心がける。
- (ii) いじめ早期発見のために、7月(1学期期末考査時)に生徒実態アンケート(いじめに特化したものではなく、スマートフォン等によるネット利用状況、通学手段等学校生活全般に係る内容)を実施する。
- (iii) 定期的に個別面談、保護者面談等を実施し、生徒から深刻な悩みの有無、保護者から家庭での生活の様子等を聞き取り、学校外の生活についても配慮する。
- (iv) 学級別保護者会、保護者会総会等の場を利用して、いじめがあった場合の生徒の変化の特徴を保護者に示し、変化があった場合、速やかに対応する必要性を説明する。

## 5 いじめの相談・通報について

(i) いじめ相談・通報窓口は、いじめ防止委員会とする。

(ii) 学校以外のいじめ相談・通報窓口は、以下の公共機関とする。

- ・千葉県子どもと親のサポートセンター 0120(415)446
- ・千葉県警察少年センター・ヤングテレホン 0120(783)497
- ・千葉地方法務局内・子どもの人権110番 0120(007)110
- ・千葉いのちの電話 043(227)3900
- ・チャイルドライン千葉 0120(99)7777

(iii) LHR等を活用して、いじめゼロ宣言で出された4つの勇気(やめる勇気、とめる勇気、はなす勇気、みとめる勇気)を題材にして相談・通報は適切な行為であり、いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないように、生徒に周知する。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

いじめを認知した時には、担任だけで抱え込むことなく、ただちに本基本方針の2の(2)で示されている構成員による緊急会議を招集し、以下の手順でいじめ問題解決にあたる。

(i) 当該学年で情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をする。

### 【情報収集する際の留意点】

- ・関係生徒から事情聴取する際には、必ず複数の職員が立ち会い、聞き取りをする職員、記録する職員と役割分担を明確にする。聞き取りをする際には、暴言や威圧等の不適切な聴取方法はとらないよう留意する。また、聴取時の記録は手書きとし、聴取後ワープロ等で清書し、正確な記録を残す。
- ・聴取場所は一般生徒の立ち入りが少ない静謐な場所(生徒指導室等)とし、聴取時間は適度な休息をはさみながら、長時間に及ばないように留意する。

(ii) 正確な事実報告書に基づいて緊急会議で今後の対応策を明示する。

### 【対応策を作成する際の留意点】

- ・いじめの調査結果については、被害生徒、保護者へ知らせるとともに、加害生徒、保護者にも包み隠さず伝える。
- ・いじめ被害者側の身の安全及び心の安定を最優先に考え、徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に物理的・精神的圧力をかけることを事前に防止する方策を盛り込む。
- ・校内だけでは対応できないと判断した場合、躊躇なく警察等の関連外部機関へ通報し、適切な連携を図る。

## 7 指導について

緊急会議で決定した方策を次の点に留意しながら、指導にあたる。

- (i) いじめ被害者生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭とも連携しながら、指導にあたる。
- (ii) いじめ加害者側保護者及びいじめ被害者側保護者との連携を密にし、学校側の指導内容について伝えるとともに、家庭での様子や友人関係等についての情報も収集し、指導に活かすこととする。
- (iii) いじめ加害者に対しては、いじめ再発防止、被害者側との人間関係修復等の観点から、原則として特別指導（謹慎）に処する。
- (iv) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、見て見ぬふりをしてきた傍観者の立場にいた生徒、いじめ行為をはやし立てたり、面白がったりした観衆の立場にいた生徒にも適切な指導を加える。

## 8 重大事態への対処について

### (1) 重大事態の基準について

- (i) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (ii) いじめにより生徒が相当の期間（1週間以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態が発生した場合の対応手順は次の通りとする。

- (i) いじめ対策緊急会議において、当該いじめ行為が重大事態に相当すると判断される。
- (ii) 当該いじめ行為に係る概要を教育総務課・危機管理班へ報告する。（第一報）
- (iii) 当該いじめ行為の詳細は文書によって県教育委員会児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室へ報告する。その後、担当指導主事の指導助言を受けながら、事後処理を進める。
- (iv) 当該被害者生徒の生命、心身等に被害が生じる恐れがある場合は、警察等の関係機関へも通報する。

## 9 公表、点検、評価等について

### (1) 公表について

本校いじめ防止基本方針は、公式ホームページで公表する。

### (2) 点検、評価等について

- ① いじめ問題への取組みに係る項目を学校評価に加え、保護者、生徒、全職員で評価する。
- ② 学校評価等でいじめ問題取組みに改善点が生じた場合、本校いじめ防止基本方針を随時改訂する。